

議案第82号

ひたちなか市市税条例の一部改正について

国の令和6年度税制改正に関連して、ひたちなか市市税条例の一部を改正しようとするものです。

定額減税に関する規定など令和6年4月1日から適用されるものについては、3月29日付け専決処分により改正させていただきましたが、今回は、令和7年1月1日以降に適用となるものについて、所要の改正をしようとするものです。

○改正概要

市税条例 (施行日)	改正概要
①第34条の7 (R7.1.1以降)	○寄附金税額控除(個人市民税関係) 公益信託に関する法律の改正に伴い所得税法が改正されたため、市税条例で引用している条項番号を変更する。 (所得税法第78条第3項⇒第78条第2項第4号に変更)
②第56条 (R7.4.1)	○固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告 私立学校法の改正に伴い、市税条例で引用している条項番号を変更する。 (私立学校法第64条第4項⇒第152条第5項に変更)
③付則第5条の2 (R7.1.1以降)	○公益法人等に係る市民税の課税の特例(個人市民税関係) 公益信託に関する法律の改正に伴い、地方税法において所要の規定が整備されたことにより、不要となった市税条例の規定を削除する。 (市税条例付則第5条の2を削除)

上記3つの改正により、納税義務者(市民)への大きな影響や、課税事務の大幅な変更はございません。

令和6年9月27日

ひたちなか市議会

議長 薄井宏安 殿

総務生活委員会

委員長 井坂 章

閉会中の継続調査申出書（案）

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 件 名

- (1) 企画行政について
- (2) 行財政改革について
- (3) 税務行政について
- (4) 市民生活行政について